

重 要 事 項 説 明 書

(令和6年11月1日現在)

あなた（又はあなたのご家族）様が利用しようとしている指定介護予防支援について、
契約締結時に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 事業者の概要（受託法人）

事業者（法人）の名称	社会福祉法人旭福社会
事業所の所在地	〒289-0518 千葉県旭市秋田1689番地2
代表者（職名・氏名）	理事長 田邊 信行
電話番号	0479-68-2055

2 事業所の概要

事業所名	旭市北部地域包括支援センター
サービスの種類	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント
所在地	〒289-0518 千葉県旭市秋田1689番地2
連絡先（電話番号）	0479-68-2055
事業所番号	旭市 1202000038号
管理者	勝股 晴美
事業の実施地域	旭市（干潟小・豊畑小・共和小・琴田小・干潟地域）

3 事業所の職員体制等

職 種	人 数	従事するサービス種類、業務
管 理 者 社会福祉士	1名(常勤)	事業所管理・苦情対応責任者（管理者） 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント
主任介護支援専門員	1名(常勤)	
保健師	1名	
社 会 福 祉 士	1名以上 (常勤)	
事 務 職	1名	介護予防給付・事務
歯科衛生士	1名	口腔に関する講座等専門職としての支援

4 業務時間等

業 務 日	月曜日 ～ 金曜日
業務時間	午前8時30分 ～ 午後5時15分
休 業 日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月31日～1月3日）

5 サービス利用料及び利用者負担

指定介護予防支援を利用した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスである時は、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヶ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定介護予防支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口に提出しますと払い戻しを受けることができます。

（1）介護予防支援等の利用料

取り扱い要件	利用料（1カ月あたり）	利用者料負担		
		法定代理受領分		法定代理受領分以外
介護予防支援	初回月	(7,420 円)	無料	7,420 円
	委託連携加算（初回月）	(3,000 円)		3,000 円
	継続月	(4,420 円)		4,420 円
介護予防ケア マネジメント A (原則的)	初回月	(7,420 円)	無料	7,420 円
	委託連携加算（初回月）	(3,000 円)		3,000 円
	継続月	(4,420 円)		4,420 円
介護予防ケア マネジメント B (簡略化)	初回月	(7,420 円)	無料	7,420 円
	委託連携加算（初回月）	(3,000 円)		3,000 円
	継続月	(4,420 円)		4,420 円
介護予防ケア マネジメント C (初回のみ)	初回月	(7,420 円)	無料	7,420 円

※上記の利用料が保険者（市）により改定された場合は、これら利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。

（2）交通費

事業の実施地域内であれば交通費はかかりません。

利用者またはその家族の要請により、サービス提供地域以外で介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）を提供する場合は、サービス提供地域を超えた区間からの交通費の実費を徴収します。

（３）解約料

解約日の３０日前までに予告することにより、いつでもこの契約を解除することができます。解約料金はかかりません。

６ サービスの内容

- （１） 事業者（旭市北部地域包括支援センター）は、利用者自らが要介護状態となることを予防し、居宅において自立した日常生活を営むために必要な介護予防サービス等を適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用者と一緒に、利用するサービスの種類及び内容、担当者等を定めた介護予防サービス・支援計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。
- （２） 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することがないように、公正中立に行います。そのため利用者は、支援計画の位置付ける介護予防サービス事業所について、複数の事業者の紹介を求めることが可能です。また、支援計画に位置付けた事業者等の選定理由の説明を求めることもできます。
- （３） 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、要介護状態等の軽減・悪化の防止及び予防に資するよう行うとともに、主治医等との連携に十分配慮します。利用者が入院する必要が生じた場合には、病院側に担当職員の氏名と連絡先を伝えていただくと共に、速やかに事業所まで連絡をくださるようお願いいたします。また、指定介護予防サービス事業所等から利用者に関する情報の提供を受けた時には、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に情報伝達を行い、連携を図ります。

７ 他機関との各種会議等

- （１） 利用者等が参加せず、医療介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行ないます。
- （２） 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

８ 事故発生時の対応

介護予防支援等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村

等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なう事も可とします）を定期的に開催するとともに、その結果について、所属する職員に周知徹底を図るものとします。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 所属の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的 to 実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

10 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、所属する職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。

11 衛生管理等

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催する。また、その結果を、所属する職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 所属する職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

12 担当職員等

担当する職員及び管理者等は、次のとおりです。介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

(事業所)

担当職員氏名		(管理者)勝股 晴美
連絡先 (電話)	0479-68-2055	

(指定居宅介護支援事業所) ※

事業所名	
所在地	
介護支援専門員 氏名	
連絡先 (電話)	

※ 指定居宅介護支援事業所欄は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを委託した場合に記入

1 3 市町村へ提出

この介護予防支援等のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは、上記の担当職員にご相談ください。

1 4 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口	電話番号	電話 0479-68-2055
	FAX番号	FAX 0479-68-2056
	相談員	(管理者)勝股 晴美
	対応時間	午前8時30分 ~ 午後5時15分

(2) 次の公的機関においても苦情申出等ができます。

旭市高齢者福祉課	所在地	旭市ニの1920番地
	電話番号	0479-62-5308
	FAX番号	0479-62-2170
	対応時間	午前8時30分 ~ 午後5時15分
千葉県国民健康保険 団体連合会	所在地	千葉市稲毛区天台6-4-3
	電話番号	043-254-7428
	FAX番号	043-254-7409
	対応時間	午前9時 ~ 午後5時